

仕 様 書

1. 委託業務名 コミュニティ通訳業務

2. 実施目的

北九州市においては、市内に外国人市民が約17,000人居住しているが、外国人市民の中には、日本語でのコミュニケーションが困難な人も多く、外国人市民への情報・言語支援を強化し、行政サービスの面で日本人市民との格差を縮めていく必要がある。

そこで、北九州市の各部署や外郭団体、外国人市民からの要請があった場合、通訳によりサポートするもの。

3. 通則

- (1) 受託者は、本仕様書に基づいて、本業務を実施する。また、業務遂行にあたり、本仕様に明示のないもの、疑義が生じたものについては、速やかに北九州市と協議を行い、その指示に従う。
- (2) 受託者は、委託業務の実施により知り得た個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 受託者は、委託業務の実施により知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- (4) 受託者は、本業務完了後、速やかに本業務を統括した業務完了報告書を北九州市に提出し、その検査を受ける。
- (5) 受託者は本業務を行うにあたり、ボランティアの通訳者に業を行わせる場合は、通訳者をボランティア保険に加入させること。また、ボランティアの通訳者に業を行わせる場合、有償・無償は問わないが、交通費実費相当分以上の金額をボランティアの通訳者に支払わなければならない。
なお、交通費実費相当分とは、バスやJRなどの公共機関を利用した料金のことをいう。
- (6) 簡易な手続きなど、出入国在留管理庁が実施する通訳支援事業を活用できる場合は、そちらを案内すること。

4. 委託業務内容

(1) 概要

本市の行政機関等または外国人市民からの依頼に基づき通訳者を派遣、または電話・オンラインツールを利用して通訳する。

また、より効果的な事業とするため、コミュニティ通訳の利活用方法について、利用者に向けて手順書を作成し、研修・周知を図る。

(2) 通訳言語

英語、中国語、韓国語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、タイ語、インドネシア語、マレー語、モンゴル語、クメール語、ミャンマー語、ヒンディー語、シンハラ語、ロシア語、ポルトガル語、スペイン語、フランス語、イタリア語、ドイツ語、ベンガル語、ウクライナ語 等

(3) 業務の対応時間

月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始は除く）9:30～17:00

(4) 対象となる場所

原則として、本市施設・学校・その他行政サービスを提供する公的機関、医療機関、子育て支援機関、外国人住民宅とし、それ以外の場合は本市と協議の上、決定すること。

(5) 通訳業務を行う上で付帯する業務

- ・通訳のコーディネート業務
- ・通訳者のために、スキルアップ講座を最低、年1回開催する。

(6) その他

本仕様書に定めのない事項等については、協議の上決定するもの。

5. 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

6. 委託料の支払い 一般払いとする。